

大阪府立大学研究推進機構放射線研究センターR I 施設共同利用運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪府立大学研究推進機構放射線研究センター（以下「センター」という。）のR I 施設（以下「施設」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 この施設を利用できる者は、放射性物質の取扱い及び放射線防護についての必要な知識と経験を有する者で、次の各号に掲げる者とする。

- 1 本学の教員
- 2 別に定める研究推進機構R I 施設共同利用審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が適当と認める者。

(利用期間)

第3条 施設を利用できる期間は、1年以内で実験に必要な最短の期間とする。

- 2 複数年にわたる研究課題は、継続課題として毎年申請するものとする。また、利用者が持ち込んだ機器等の保管期間も利用期間に含めて申請しなければならない

(利用申込)

第4条 施設を利用しようとする者は、利用申込書（別紙様式第1号）に、利用申込書に記載された実験を行う者の3ヶ月以内に受診した健康診断書を添付して、大阪府立大学研究推進機構放射線研究センター長（以下「センター長」という。）に提出しなければならない。

(利用承認)

第5条 センター長は、前条の規定により申し込みがあった時は、利用の可否について、審査委員会における審議結果を踏まえ、利用承認を与えるか否かを決定し、申込者にその旨を通知する。

- 2 申込者は、前項の規定により承認を受けたときは、誓約書（別紙様式2号）をセンター長に提出しなければならない。

(利用者の義務)

第6条 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、承認を受けた目的及び方法に従って施設を利用しなければならない。

- 2 利用者は、放射線障害を防止するための各種法令、公立大学法人大阪大阪府立大学研究推進機構放射線障害予防規程、R I 施設共同利用心得等を遵守するとともに、放射線研究センター教員の指示に従うものとする。

- 3 利用者は、施設を利用した研究の進展及び成果を公開するため、センター長が指定する書式の報告書を利用期間の終わりに提出しなければならない。

- 4 特段の理由無く、前各項の規定が順守されない場合、次年度以降センターの利用を認めない。

(実験者の管理等)

第7条 センター長は、申込者による実験を管理させるため、放射線研究センター内にセンター担当者を置くものとする。

2 センター担当者は、この要領に基づき、利用者を指導し監督する。

(経費)

第8条 センター長は、施設使用料以外に、利用に際して使用した消耗品及び生じた放射性廃棄物の処理等の必要経費を利用者に請求することができる。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、使用を終了又は中止したときは、速やかに使用場所を原状に復し、使用施設の鍵を返却するとともに、センター長に届けなければならない。

2 使用者が故意又は過失により施設等を滅失又は毀損したときは、使用者は、センター長の指示に従って速やかに原状に復さなければならない。

3 使用者は、原状に復した場合には、必ず、センター長の確認を受けなければならない。

(利用者の取消等)

第10条 センター長は、利用者がこの要領に違反したとき、または施設の運営に重大な影響を及ぼしたときは、審査委員会に諮り利用の承認を取消し、利用の停止等の措置を講じることができる。

2 センター長は、前項の措置を決定したときは、その旨を申込者に通知するものとする。

(庶務)

第11条 施設の共同利用に関する庶務は、研究推進課において行う。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、施設の利用に関する必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

(様式第 1 号)

見本

R I 施設 共同利用 申込書

年 月 日

大阪府立大学研究推進機構長 様

住 所
機 関 名
代 表 者 名
責任者・職・氏名

印
印

- 1 研究題目
- 2 研究目的
- 3 核種名及び数量
- 4 研究内容 (具体的に実験方法も含める)
- 5 持込予定薬品 (品名、数量)
- 6 持込予定機器 (品名、数量、ガラス機器等も含む)
- 7 借用希望機器 (フード、グローブボックス等設備機器を含む)

被ばく歴問診表

見本

氏名		所属	
生年月日 (西暦)	年	月	日 男・女
被曝歴			
被曝線量			
被曝時期			
備考			

大阪府立大学研究推進機構放射線研究センター管理部 様

(様式第 2 号)

見本

誓 約 書

年 月 日

大阪府立大学研究推進機構長 様

住 所
機 関 名
代 表 者 名
責 任 者 ・ 職 ・ 氏 名

印
印

研 究 題 目

上記研究題目に関するR I 施設の利用につきましては、大阪府立大学研究推進機構放射線研究センターR I 施設共同利用運営要領及びR I 施設共同利用心得を遵守いたします。

R I 施設 共同 利用 心得

この心得は、大阪府立大学研究推進機構放射線研究センターのR I施設を共同利用するにあたり、放射線障害の防止と施設の円滑な利用を図るため、必要な事項を定めたものです。

当センターの利用にあたっては、下記の心得をよく読んで、これに違反しないように注意してください。

記

- (1) 当センターでは、教員が定められた研究テーマに従って施設を使用していますので、施設、機器等の使用は、必ず担当教員の指示に従うこと。
- (2) R I施設内で実際に従事する者は、必要最小限の人数に限る。
- (3) R I施設内に立ち入る者は、申込書に記載されて利用者に限る。
- (4) 利用者は、研究推進機構放射線障害予防規程の適用を受け、放射線管理に関する事項について、放射線取扱主任者の設備類の保全及び規律維持に関する事項については関係教員の指示に従わなければならない。
- (5) 利用者は、研究推進機構放射線障害予防規程及び同実施細則の各条項を守らなければならない。また、利用者は、放射線施設に立ち入る前に当センターの行う教育訓練科目を受講しなければならない。(教育訓練の日時については、あらかじめ通知する。)
- (6) 利用者は、3ヶ月を越えてR I施設を利用する場合は、6ヶ月を超えない期間ごとに、健康診断書を提出しなければならない。
- (7) 利用者は、申込書の内容どおりに利用すること。特に、利用する室、機器、R I等の使用範囲を勝手に変更することができない。
- (8) R I施設内で使用するスリッパ、ガラスバッジ及びポケット線量計は、当センターが貸与するものを使用すること。
- (9) 使用後の廃棄物の始末及び整理は、その都度完全に行うこと。
- (10) 使用後の薬品等の処理は、その都度完全に行うこと。
- (11) 利用期間が終わったときは、施設、機器等を原状に復すること。
- (12) 勤務時間外の実験は、原則として認めない。

附 則

この心得は、平成29年4月1日から実施する。